



罪を問われた人の更生

～再び地域社会で生きていく権利の実現のために
弁護士ができること～

【プログラム】(予定)

1 基調報告

講師 森久智江氏 (立命館大学法学部法学科教授)

2 経験交流 各地報告

3 再犯の防止等の推進に関する法律について

4 パネルディスカッション

<パネリスト>

森久智江氏 (立命館大学法学部法学科教授)

掛川直之氏 (大阪市立大学特別研究員)

青木志帆氏 (明石市市役所職員、兵庫県弁護士会会員)

青木しげゆき氏 (特定非営利活動法人神戸の冬を支える会)

石野英司氏 (特定非営利活動法人就労支援事業所南大阪自立
支援センター顧問・理事)

<コーディネーター>

辻川圭乃氏 (大阪弁護士会会員)

2017 (平成 29) 年度
近畿弁護士会連合会
人権擁護委員会
夏期研修会

<日時>

2017 年 8 月 26 日 (土)

13 時～17 時

(12 時 30 分受付開始)

<場所>

クリスタルホール

(神戸クリスタルタワー3 階)

神戸市中央区東川崎町 1-1-3
※裏面地図をご参照ください。

参加無料

定員 200 名

是非多数ご参加ください!

<お申込み方法>

大阪弁護士会ホームページから、
または裏面申込書を FAX してお申
込みください。



大阪弁護士会 HP

主催 近畿弁護士会連合会

お問合せTEL:06-6364-1227

既に地域生活定着支援センターによる支援事業が開始され、また刑務所等には社会福祉士が配置されるなど、支援が必要な出所者への支援はすすみつつあります。兵庫県明石市など更生支援に積極的に取り組む自治体も出てきています。また政府は平成24年に再入所者を減らす数値目標を掲げ、また平成26年には犯罪等をした者を社会の一員として再び受け入れる社会環境の構築を政府の責務であると宣言しました。さらに昨年「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され再犯防止が国及び地方公共団体の責務とされるに至り、現在「再犯防止推進計画」の内容が検討されています。もっとも、同法は再犯防止のために社会復帰後の「指導」をも定めており、「矯正・更生の強制」や監視につながる懸念もあります。弁護士としては、再犯防止のための監視強化ではなく、地域社会で生きていく権利の実現の結果として再犯防止がなされるような関与を考える必要があります。

近畿弁護士会連合会では、平成20年の人権擁護大会において「罪を犯した人の更生保護と弁護士会の役割」というテーマでシンポジウムを開催し、あるべき支援の在り方について議論するとともに、支援における福祉の連携や弁護士（会）の支援が不十分であることが課題であることを確認しました。その後同連合会の各弁護士会においては、矯正や更生保護に関する調査研究、更生保護施設などにおける法律相談などの取り組みを始め、また各機関、団体との連携を深めてきたところです。

このような状況、経過を踏まえ当連合会としては、再犯防止推進計画が策定されようとしているこの時期に、更生保護の制度と運用の実情を整理し経験交流を行うとともに、罪に問われた人が再び地域社会で生きていく権利の実現のために弁護士に何ができるのか、今後の更生保護のあり方について議論したく、表題のテーマにてシンポジウムを開催するに至りました。

平成29年度 近弁連人権擁護委員会 夏期研修会 参加申込書

近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会担当事務局（杉山）宛

----- 回答書：FAX 06-6364-7477 -----

8/26（土）（13時～（12時30分受付開始）） 近弁連人権擁護委員会夏期研修会に参加します

ご所属 _____ 参加人数（ _____ 人）

貴名（ _____ ）

<以下は弁護士のみ>

登録番号（ _____ ） 所属会（大阪・京都・兵庫県・奈良・滋賀・和歌山）

※ご記入いただいた個人情報は、研修会の参加確認の目的以外には使用いたしません。

会場アクセス

クリスタルホール
（神戸クリスタルタワー3階）
神戸市中央区東川崎町1-1-3
JR「神戸駅」南口 徒歩3分

【本行事に関するお問い合わせ先】
近畿弁護士会連合会事務局 杉山
（大阪弁護士会委員会部人権課）
TEL:06-6364-1227 FAX:06-6364-7477
E-mail: k-sugiyama@osakaben.or.jp

